

ブロック塀等の 除却・建替費用の一部を 補助します

地震の際のブロック塀等の倒壊による被害の防止や避難のための経路を確保するために、避難路として指定された道路に面するブロック塀等で倒壊のおそれのあるものの除却や建替に要する費用の一部を補助します。

補助の対象となるブロック塀等

避難路（※1）に面し、安全性の確認（※2）ができない、高さ80cm以上（※3）のブロック塀等

- ※1 避難路は
 - ・小学校の通学路で指定・管理がされているもの
 - ・緊急輸送道路が該当します。
- ※2 安全性の確認項目は裏面参照。
- ※3 擁壁の上に設置されている場合、そのブロック塀の部分の高さが80cm以上。

○ブロック塀等とは
コンクリートブロック塀、石積塀、レンガ塀等

○避難路に面するとは
ブロック塀等が地震等で倒壊したとき、避難路に被害を生じさせる位置等にあることをいいます。

補助対象事業

（除却工事）

- ・対象となるブロック塀等をすべて除却する工事
- ・対象となるブロック塀等の一部を除却することで地震に対して安全な構造とする工事

（建替工事）

- ・対象となるブロック塀等をすべて除却した後、そのブロック塀等の位置・規模に対応した軽量フェンス・ブロック塀等を新設する工事

補助金の算定方法

補助金は次の①から③のうち、最も低い額（千円未満切り捨て）となります。

- ① 対象のブロック塀の延長（m）×8万円×2/3
- ② 対象となる事業費×2/3
- ③ 限度額：除却 15万円・建替 30万円

○補助の対象となる除却工事費用の対象はブロック塀等の除却のみです。フェンス・門・土留めなどの除却費用は対象外です。

申し込み資格

補助対象となるブロック塀等の所有者又は管理者で、次の要件すべてに該当すること

- ・市税の滞納がないこと
- ・暴力団員等でないこと
- ・2026年（令和8年）2月末までに工事完了の実績報告が可能なこと

ご相談・お問い合わせ

補助の対象のブロック塀に該当するかどうかの確認や補助申請の手続きの説明等を行う事前相談を受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

福山市建設局建築部 建築指導課

TEL （084）928－1167

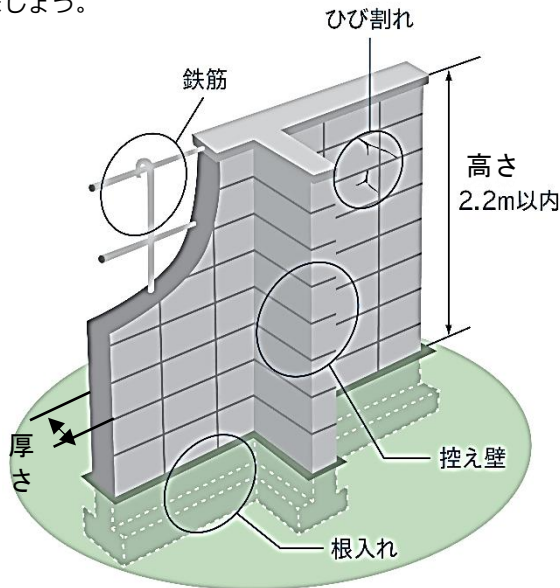
FAX （084）928－1735

E-Mail kenshi@city.fukuyama.hiroshima.jp

ブロック塀等の点検のチェックポイント

ブロック塀について、右の項目を点検し、一つでも不具合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不具合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

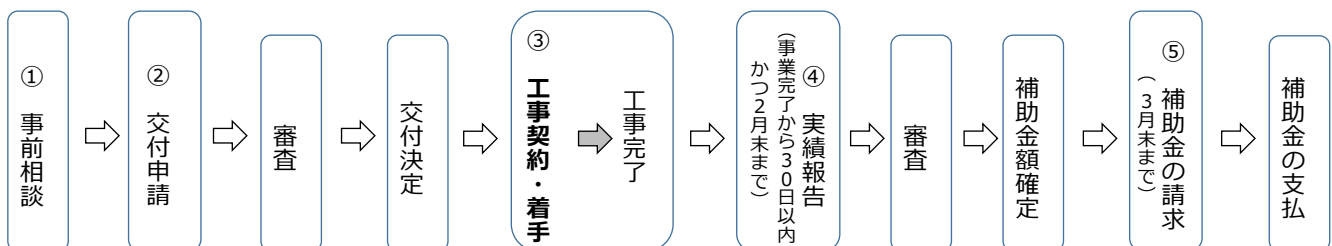


(出典) パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1 より一部改

- ☐ 1 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から 2.2m 以下か。
 - ☐ 2 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは 10 cm 以上か。
 - (塀の高さが 2m を超えて 2.2m 以下の場合は 15cm 以上)
 - ☐ 3 控え壁はあるか (塀の高さが 1.2m 超の場合)
 - ・塀の長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁があるか。
 - ☐ 4 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
 - ☐ 5 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。
- <専門家に相談しましょう>
- ☐ 6 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径 9 mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80cm 間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは 30cm 以上か。(塀の高さが 1.2m 超の場合)

1～5 のチェックポイントにひとつでも不具合があれば、安全性が確認できないブロック塀等に該当します。

主な手続きの流れ



交付申請に必要な書類

- ☐ 交付申請書 (様式第 1 号)
- ☐ ブロック塀等の所有者がわかるもの (申立書等)
- ☐ 市税完納証明書
- ☐ 補助対象ブロック塀等の所有者が別にいる場合は、申請を行う者以外の所有者の同意書
- ☐ 付近見取図及び配置図
- ☐ 立面図、縦断面図、横断面図
- ☐ 見積書又はその写し
- ☐ 現況写真
- ☐ 消費税仕入額控除確認書
- ☐ 暴力団等に該当する者でない旨の誓約書
- ☐ 支払相手方登録依頼書
- ☐ その他市長が必要と認めるもの (委任状等) (建替工事の場合)
- ☐ 新設する軽量フェンス等の配置図、立面図、縦断面図、横断面図、基礎伏図その他形状を示す図書)

実績報告に必要な書類

- ☐ 実績報告書 (様式第 6 号)
- ☐ 工事写真
 - 着工前、工事中、完了時がそれぞれ必要。
- ☐ 契約書の写し
 - 双方の押印のあるもの。
- ☐ 請求書の写し
- ☐ 領収書の写し (事業者の受領印があるもの。)
- ☐ その他市長が必要と認めるもの (委任状等)

注意事項

- ・補助対象事業を行う工事業者には条件があります。
 - 除却工事の場合：建設業法の許可を有するもの又は解体工事業の登録を受けたもの
 - 建替工事の場合：建設業法の許可を有するもの
- ・工事契約・着手を補助申請の手続きの前に行った場合は、補助事業の対象外となります。

※受付は予算がなくなり次第、終了します。